

平成25年度NEDO事業者説明会における質疑応答について

当機構では、平成25年2月13日から3月1日までの間に、全国6会場にて平成25年度事業者説明会を開催しました。説明会での主な質疑応答を以下のようにまとめましたので、今後の事務処理等に役立てていただければ幸いです。

なお、一部説明会での回答と異なる部分がありますが、改めて当機構内で検討した結果を記載しておりますので、こちらの回答を確定版といたします。ご理解の程、よろしくお願い致します。

■ 制度的な見直し等

実施計画変更届出の対象の見直し

問. 登録研究員の所属・役職の変更について、契約の最終年度に所属・役職の変更があった後そのまま契約が終了する場合や登録研究員を減員する場合も届出は不要でしょうか。

回答：最終年度に所属・役職の変更がありそのまま契約が終了する場合も届出は不要です。登録研究員の減員についても届出は不要です。ただし、変更契約を締結する際は、実施計画書に変更事項（登録研究員の減員）を反映してください。

特許出願関連経費の計上について

問. NEDO知財方針が適用されるプロジェクトは、どのように確認したらよいでしょうか。また、知財方針が適用される場合の特許の帰属はどの様になりますか。

回答：知財方針の適用については、委託事業の公募を行う際にそれぞれの事業の公募要領に記載されますので、そちらをご確認ください。

特許の帰属については、契約約款で規定する条件（バイ・ドール条項）に基づき、委託先に帰属します。

問. 知財運営委員会は、いつのタイミングで開かれるのでしょうか。

回答：知財運営委員会は、NEDOが開くものではなく、事業者の皆様が委員会を設置して行っていただくものです。

問. PCT出願費用の計上が認められるとのことですが、外国への直接出願の費用は計上できますか。

回答：外国への直接出願の費用については、計上できません。

業務委託契約約款等の主な改正点

問. 取得財産の有償譲渡に係る条項の改正（業務委託契約約款又は実証事業契約約款）については、いつから適用されることになりますか。また、期間延長の変更契約をした場合も適用されるのでしょうか。

回答：取得財産の有償譲渡に係る条項の改正（業務委託契約約款又は実証事業契約約款）については、平成25年度以降に新規で締結する契約から適用されます。

平成24年度以前に締結している契約であって、平成25年度以降に期間を延長する変更契約をしたものについては、適用されません。